

◎【保育の必要性】とは

保育が必要な事由		認定期間
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む(内職は条件あり) 最低週3日かつ週12時間以上	最長でお子さんの就学前まで
求職中	求職活動のため外出を常態としているとき	3ヵ月
妊娠・出産	出産のため保育が出来ない	出産予定月をはさんで、前後各2ヵ月以内
疾病	入院・自宅療養で施設を利用するとき	最長でお子さんの就学前まで
障害	障害のため保育ができない	最長でお子さんの就学前まで
介護・看護	入院や通院等で付き添いを要するとき	最長でお子さんの就学前まで
就学	就職・事業開始に必要な学校に通学するため、日中の外出を常態としているとき 週3日かつ1日昼間4時間以上	最長でお子さんの就学前まで
災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	6ヵ月以内

◎【保育の必要性を証明する書類】

保護者・親族の状況		提出書類
就 労	外 勤	勤務（勤務予定）証明書（外勤用）（※1）
	自 営（準備中含む）	就労状況申告書（自営業・内職用）、自営の証明書
	内 職 自宅等で出来高払いの仕事（ポストイ ング等含む）に従事している方	就労状況申告書 依頼主と締結した契約書等の写し
求職中（内定あり）		勤務（勤務予定）証明書
出 産		母子健康手帳の写し（出産予定日の分かるもの）
障 害		各種障害者手帳の写し
疾 病		診断書（※2）
介 護	要介護認定者の介護	介護状況届出書、介護・看護の必要性が分かる証明書類（※3）
	要介護認定者以外の介護	介護状況届出書、要介護者の診断書
就 学		在学証明書（時間割を添付）

※1.勤務証明書は必ず事業主から証明を受けてください。

※2.診断書は国分寺市指定の様式以外でも受付できます。その際は「**患者氏名**」・「**診断名**」・「**症状経過等**」・「**治療期間と通院回数**」・「**看(介)護や自宅安静の必要性、又は家庭生活への影響**」について明記されたものを提出してください。

※3.介護・看護の必要性が分かる証明書類は『**要介護者の診断書**』、『**介護保険被保険者証の写し**』、『**ケアプランの写し**』のいずれかひとつをご提出ください